参考資料1

防災業務計画書

四日市地下駐車場

平成24年9月

TFI株式会社

目 次

第	1	章	防災業務計画書の位置付け	4
	1.	計画	「書の目的	4
	2.	計画	ī書の構成	4
	3.	国土	:交通省等との連携	4
	4.	計画	i書の変更	4
	5.	対象	地設	4
第	2	章	防災に関する組織	4
	1.	災害	対策本部の設置・構成および任務・解散	4
	2.	災害	対策支部の設置・構成および任務・解散	4
			災害対策本部及び災害対策支部の設置基準	
	1	災生	対策本部の設置基準	5
			対策支部の設置基準	
			災害対策本部及び災害対策支部の解散の基準	
-		-		
			対策本部の解散 対策支部の解散	
			「刈泉文前の財散	
		-		
			時間内の事前対策	
			時間内の事後対応	
第	6	章	防災訓練	9
	1.	訓練	『の実施	9
	2.	訓練	項目	9
第	7	章	防災に関する教育及び広報1	.0
	1.	駐車	[場スタッフに対する教育	10
	2.	広報	<u> </u>	10
筆	8	查	その他	0

<添付資料>

- (別表1) 災害対策本部の構成及び任務
- (別表2) 災害対策支部の構成及び任務
- (別表3) 緊急連絡体制表
- (別添①) 避難経路図
- (別添②) 帰宅困難者心得 10 か条
- (別添③) 四日市市水害ハザードマップ
- (別添④) 災害用伝言ダイヤル (171) の基本的操作方法

第1章 防災業務計画書の位置付け

1. 計画書の目的

この計画は、TFI株式会社(以下「TFI」という。)が管理・運営する駐車場について、防災に関し執るべき措置等を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 計画書の構成

この計画は、現実の災害に対する対応に即した構成とし、地震・風水害・火災等の災害に対する、予防、応急対策のそれぞれの段階における対応を具体的に定める。

3. 国土交通省等との連携

駐車場スタッフ(㈱ディア四日市:人材派遣会社等から派遣されている人を含む。以下同じ)及びTFIの関係者は、国土交通省等から当該駐車場の防災に関する措置について、要請があった場合は特別な理由のない限りこれに協力するものとする。

4. 計画書の変更

この計画は、必要に応じ変更を行うものとし、変更しようとする場合は、遅滞なく国と 協議し承諾を得るものとする。

5. 対象施設

この計画の対象とする駐車場は、以下のとおりとする。

駐車場名	所在地	形式	収容台数
四日市地下駐車場	三重県四日市市浜田町5番B1号	自走式地下駐車	203 台
		場	

第2章 防災に関する組織

- 1. 災害対策本部の設置・構成および任務・解散
 - 1) 災害対策本部の「設置」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災対策を推進するため必要があるときは、TFIの取締役は第3章第1項に定める設置基準に基づき必要に応じて、東京都千代田区有楽町2-7-1もしくは大阪府大阪市中央区今橋4-1-1に災害対策本部を設置する。

- 2) 災害対策本部の「構成および任務」 災害対策本部の構成及び任務は、別表1のとおりとする。
- 3) 災害対策本部の「解散」

TFIの取締役(災害対策本部長)は、第4章1項に定める解散基準に至った時は、 災害対策本部を解散する。

- 2. 災害対策支部の設置・構成および任務・解散
 - 1) 災害対策支部の「設置」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災対策を推進するため必要があるときは、本部長は第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部(㈱ディア四日市)を設置する。

- 災害対策支部の「構成及び任務」
 災害対策支部の構成及び任務は、別表2のとおりとする。
- 3) 災害対策支部の「解散」 本部長は、第4章第2項に定める解散基準に至った時は、災害対策支部を解散する。

第3章 災害対策本部及び災害対策支部の設置基準

1. 災害対策本部の設置基準

TF I が管理・運営する駐車場又はその存する地域が下記の状況に至ったとき。 (各自治体からの以下災害情報等を受信した時)

- 1) 台風等により、災害の発生が予想されるとき
- 2) 大雨、洪水警報等が発令され、災害の発生が予想されるとき
- 3) 台風、大雨、洪水等により被害が発生したとき
- 4) 火災・爆発等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき
- 5) 地震警戒宣言が発令されたとき
- 6) 地震・津波に関する警報等が発令され、相当規模の災害が発生するおそれのあるとき
- 7) 地震により、相当の被害が発生したとき
- 8) その他必要と認められたとき
- 2. 災害対策支部の設置基準

上記 1.1) ~8) の状況に至ったとき

第4章 災害対策本部及び災害対策支部の解散の基準

1. 災害対策本部の解散

TFIが管理・運営する駐車場、又はその存する地域が下記の状態に至ったとき。

- 1) 台風等による被害のおそれが無くなったとき
- 2) 大雨、洪水等による被害のおそれが無くなったとき
- 3) 火災、爆発等による被害のおそれが無くなったとき
- 4) 地震警戒宣言が解除されたとき
- 5) 地震・津波に関する情報発信が治まり、状態が安定したとき
- 6) 災害が発生した後、必要な対応により災害対策本部設置の必要が無くなったとき
- 7) その他本部長の判断のあったとき

- 2. 災害対策支部の解散
 - 1) 上記 1.1) ~7) の状況に至ったとき

第5章 災害対策の実施

- 1. 営業時間内の事前対策
 - 1) 地震警戒宣言、又は地震、津波の警報等が発令された場合
 - (1) 災害対策本部の対応
 - ①現地駐車場の状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
 - ②必要に応じて、第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部を設置する。
 - ③災害対策支部関係者に対し、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
 - (2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。対応 の詳細については現地管理事務所内に設置している管理マニュアルを参照する。

- ①場内放送等により、宣言、又は情報の内容を駐車場内に周知するとともに、滞在者に知らせ、むやみに場外へ出ないよう指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要に応じ避難場所への誘導を実施する。
- ②状況を鑑み避難場所への誘導を実施。
- ③周辺道路が使用不能な場合は、入庫口及び出庫口を閉じ駐車場を閉鎖する。
- ④緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。(別表3)
- ⑤災害対策本部・支部の指示のもと必要な対応を取る。
- 2) 風水害(台風、ゲリラ豪雨、洪水等)の警報等が発令された場合
 - (1) 災害対策本部の対応
 - ①現地駐車場の状況の把握を行うとともに、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
 - ②必要に応じて、第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部を設置する。
 - ③災害対策支部関係者に対し、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
 - (2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。対応 の詳細については現地管理事務所内に設置している管理マニュアルを参照する。

- ①風水害情報を随時確認し、正確な情報収集に努める。
- ②場内放送等により、情報の内容を駐車場内に周知するとともに退去をうながし、必要に応じて避難誘導を行う。
- ③防水扉(防水板)、排水ポンプ、非常用の発電機等の作動を確認する。
- ④入庫口を閉鎖する。出庫口は状況の許す限り開けておき、可能な限り出庫させる。
- ⑤出水の状況に応じて、出庫口の防水扉(防水板)を閉じる。その際、誤進入防止の 措置を施す。

- ⑥緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。
- ⑦必要に応じて協力会社等や災害対策本部にも協力の要請を行う。
- ⑧巡回の上、必要に応じて人や車両の誘導を行う。
- ⑨出水の状況により、中部地方整備局三重河川国道事務所に土嚢の積み上げ等の協力 の要請を行う。
- 3) 雪害・路面凍結による被害が懸念される場合
- (1) 災害対策本部の対応
 - ①現地駐車場の状況の把握を行うとともに、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
 - ②必要に応じて、第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部を設置する。
 - ③災害対策支部関係者に対し、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
- (2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。対応 の詳細については現地管理事務所内に設置している管理マニュアルを参照する。

- ①情報を随時確認し、正確な情報収集に努める。
- ②大雪警報等の情報を適切な方法で駐車場利用者に周知する。
- ③大雪の場合は、駐車場の車両及び歩行者出入口部の周辺を除雪する。
- ④路面凍結が懸念される場合は、車両及び歩行者出入口部の周辺に必要に応じて、滑 り止め用砂を散布する。
- ⑤緊急連絡体制表に従い、必要に応じて連絡を実施する。
- ⑥必要に応じて協力会社等や災害対策本部にも協力の要請を行う。
- ⑦巡回の上、必要に応じて人や車両の誘導を行う。

2. 営業時間内の事後対応

- 1) 地震警戒宣言、地震、津波、風水害(台風、ゲリラ豪雨、洪水等)、雪害・凍結等の 災害が発生せず、これらの警報等が解除される等、被害のおそれが無くなった場合
- (1) 災害対策本部の対応
 - ①設置した災害対策支部を解散する。
 - ②設置した災害対策本部を解散する。
- (2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、次の措置を講じる。

- ①緊急連絡体制表に従い、状況を報告する。
- ②閉じた防水扉(防水板)を開ける。
- ③入、出庫口を開ける。
- ④通常の営業を行う。
- 2) 地震、津波が発生した場合

- (1) 災害対策本部の対応
 - ①現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
 - ②第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部を設置する。
 - ③被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。
 - ④災害対策支部関係者に対し、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
- (2) 現地駐車場における対応
 - 勤務中の駐車場スタッフは状況を判断した上で、次の措置を講じる。
 - ①場内放送等により、宣言、又は情報の内容を駐車場内に周知するとともに、むやみに場外へ出ないよう指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要に応じ避難場所への誘導を実施する。
 - ②入庫口をただちに閉鎖するとともに可能な限り駐車車両を出庫させる。ただし、場内に留まるほうが安全と判断される場合にはこの限りではない。
 - ③被害拡大のおそれがある場合で、可能な場合は被害拡大防止に努める。
 - ④震度4以上の場合は、駐車場スタッフは場内の巡回・確認を行う。
 - ⑤災害対策本部及び中部地方整備局三重河川国道事務所に被害の程度に応じて状況 を報告する。
 - ⑥災害対策本部の指示のもと必要な対応を取る。
 - ⑦被害が軽微で駐車場の機能として障害がない場合は、営業を再開する。
 - ⑧応急的な復旧が完了し安全が確認されるまで、駐車場を閉鎖する。
- 3) 風水害(台風、ゲリラ豪雨、洪水等)、雪害・凍結等が発生した場合
 - (1) 災害対策本部の対応
 - ①現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
 - ②第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部を設置する。
 - ③被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。
 - ④災害対策支部関係者に対し、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
 - (2) 現地駐車場における対応
 - 勤務中の駐車場スタッフは状況を判断した上で、次の措置を講じる。
 - ①場内放送等により、宣言、又は情報の内容を駐車場内に周知するとともに、むやみに場外へ出ないよう指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要に応じ避難場所への誘導を実施する。
 - ②駐車車両を可能な限り出庫させる。ただし、場内に留まるほうが安全と判断される場合にはこの限りではない。
 - ③被害拡大のおそれがある場合で、可能な場合は被害拡大防止に努める。
 - ④駐車場スタッフは場内の巡回・確認を行う。

- ⑤災害対策本部及び中部地方整備局三重河川国道事務所に被害の程度に応じて状況 を報告する。
- ⑥災害対策本部の指示のもと必要な対応を取る。
- ⑦被害が軽微で駐車場の機能として障害がない場合は、防水扉(防水板)を開けた上で営業を再開する。

4) 火災が発生した場合

- (1) 災害対策本部の対応
 - ①現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
 - ②第3章第2項に定める設置基準に基づき災害対策支部を設置する。
 - ③被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。
 - ④災害対策支部関係者に対し、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
- (2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。対応 の詳細については現地管理事務所内に設置している管理マニュアルを参照する。

- ①情報を随時確認し、正確な情報収集に努める。
- ②場内放送等により、情報の内容を駐車場内に周知する。
- ③防火区画への侵入防止、避難誘導及び初期消火を速やかに行う。
- ④駐車場内の状況を把握し、消防等の関係機関に連絡する。
- ⑤必要な内容を臨場した消防、警察官等へ引継ぐ。
- ⑥緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。

第6章 防災訓練

災害対策の充実強化を図るため、防災訓練を実施する。

1. 訓練の実施

訓練は毎年、関東地方整備局横浜国道事務所及び関係機関と連携して行うものとする。

2. 訓練項目

㈱ディア四日市の駐車場スタッフの勤務数に応じ、下記項目より、訓練項目を適宜設定 して行うものとする。

- 1) 避難訓練(場内放送により、駐車場利用者に訓練内容を伝達するとともに、可能な場合は、駐車場スタッフにより、避難誘導を行う。)
- 2) 情報伝達訓練

中部地方整備局三重河川国道事務所、TFI、タイムズ24、タイムズサービス、日本管財、駐車場スタッフ、警備会社等に対し、想定している訓練の内容及び訓練の結果等の必要な情報を伝達する訓練。

3) その他、防災上必要と思われる事項

第7章 防災に関する教育及び広報

1. 駐車場スタッフに対する教育

駐車場スタッフに対する教育については、想定される災害の種類により対応が異なることを考慮し、以下の事項について、講演会、研修への参加及びパンフレット等により行う。

- 1) 警戒宣言の性格及びこれに基づいてとられる措置の内容
- 2) 予想される地震・津波による被害に関する知識
- 3) 風水害の予想に関する知識
- 4) 駐車場スタッフの果たすべき役割
- 2. 広報

駐車場利用者に対し、以下の事項についてパンフレットや場内掲示等により広報を行う。

- 1) 地震が発生した場合における対応
 - ①震災情報の提供
 - ②帰宅困難者心得10カ条・地震発生時の外出者の行動ルールの掲示:別添②
- 2) 風水害による災害の発生が予想される場合における対応
 - ①風水害情報の提供
 - ②駐車場の位置を示した、ハザードマップの掲示:別添③
- 3) 災害が発生した場合における対応
- 4) 火災が発生した場合における対応
- 5) その他
 - ①災害用伝言ダイヤル(171)の基本的操作方法の掲示:別添④

第8章 その他

より円滑な防災業務の推進を図るため、この計画の他に国土交通省防災業務計画(以下 URL 参照)を災害対策本部及び管理事務所へ備えるとともに、中部地方整備局三重河川国 道事務所が定める計画等に基づき協力するものとする。

(http://www.mlit.go.jp/saigai/gyoumukeikaku.html)

物件所在地	東日本管轄 ※1	西日本管轄 ※2
本部長	TFI (株)	TFI (株)
副本部長	タイムズ24(株) 東日本営業統括本部	タイムズ24 (株) 西日本営業統括本部
対策幹部	タイムズサービス(株) 東日本事業本部 ※3	タイムズサービス (株) 西日本事業本部 ※4

※1 東日本管轄

北一条地下駐車場、長島地下駐車場、平和通り地下駐車場、泉町駐車場、赤坂公共駐車場、八日町地下駐車場、羽衣・伊勢佐木地下駐車場、静岡駅前地下駐車場

※2 西日本管轄

大曽根国道駐車場、四日市地下駐車場、桜橋駐車場、紙屋町地下駐車場、松山地下駐車場、はりまや地下駐車場

※3 タイムズサービス (株) 東日本事業本部管轄

北一条地下駐車場、長島地下駐車場、平和通り地下駐車場、泉町駐車場、赤坂公共駐車場、八日町地下駐車場、羽衣・伊勢佐木地下駐車場、静岡駅前地下駐車場

※4 タイムズサービス (株) 西日本事業本部管轄

大曽根国道駐車場、四日市地下駐車場、桜橋駐車場、紙屋町地下駐車場、松山地下駐車場、はりまや地下駐車場

■本部長

- ・本部長は、本部を統轄し各班を指揮監督する。
- ・以下、各班の人員については本部長が選定し、任務にあたらせるものとする。

■副本部長

- ・本部長が不在の時は、副本部長がその業務を代行する。
- ・副本部長は、タイムズ24株式会社東日本営業統括本部、西日本営業統括本部の公共法人営業部長とし、本部長を補佐する。

■対策幹部

- ・対策幹部は、タイムズサービス株式会社東日本事業本部長、西日本事業本部長とする。
- ・対策幹部は、本部長、副本部長からの指示をすみやかに支部に伝達する。
- ・支部からの情報は、対策幹部より本部長、副本部長へ伝達する。

班の構成	任務
情報班	・情報班に情報連絡、記録係をおき、正確な情報収集、伝達を行う。
	・本部、支部間の指示、情報等の受理、伝達、報告、関係機関との連絡等の業務を行う。
対策班	・情報班の情報をもとに災害対策、応急対策の立案、指導を行う。
応援班	・災害対策本部からの要請により、現地に赴き災害対策、応急対策の応援を行う。

災害対策支部の構成および任務

物件所在地	東日本管轄 ※1		西日本管轄 ※2	
支部長	タイムズサービス(株) 東日本事業本部 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	% 3	タイムズサービス (株) 西日本事業本部 ※4	
副支部長	日本管財(株)		日本管財(株)	
対策幹部	日本管財 (株)		日本管財 (株)	

※1 東日本管轄

北一条地下駐車場、長島地下駐車場、平和通り地下駐車場、泉町駐車場、赤坂公共駐車場、八日町地下駐車場、羽衣・伊勢佐木地下駐車場、静岡駅前地下駐車場

※2 西日本管轄

大曽根国道駐車場、四日市地下駐車場、桜橋駐車場、紙屋町地下駐車場、松山地下駐車場、はりまや地下駐車場

※3 タイムズサービス (株) 東日本事業本部管轄

北一条地下駐車場、長島地下駐車場、平和通り地下駐車場、泉町駐車場、赤坂公共駐車場、八日町地下駐車場、羽衣・伊勢佐木地下駐車場、静岡駅前地下駐車場

※4 タイムズサービス (株) 西日本事業本部管轄

大曽根国道駐車場、四日市地下駐車場、桜橋駐車場、紙屋町地下駐車場、松山地下駐車場、はりまや地下駐車場

■支部長

- ・支部長は、支部を統轄し各係を指揮監督する。
- ・以下、各係の人員については支部長が選定し、任務にあたらせるものとする。

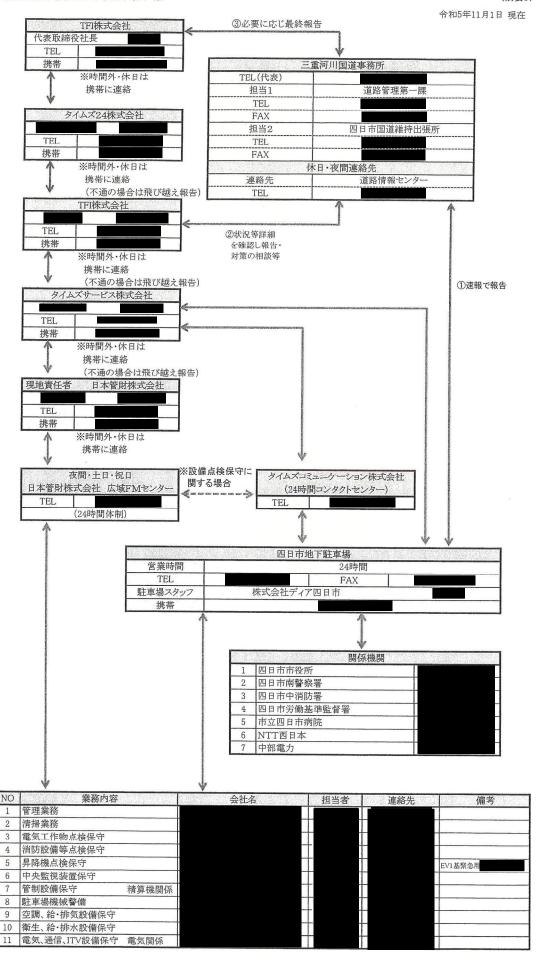
■副支部長

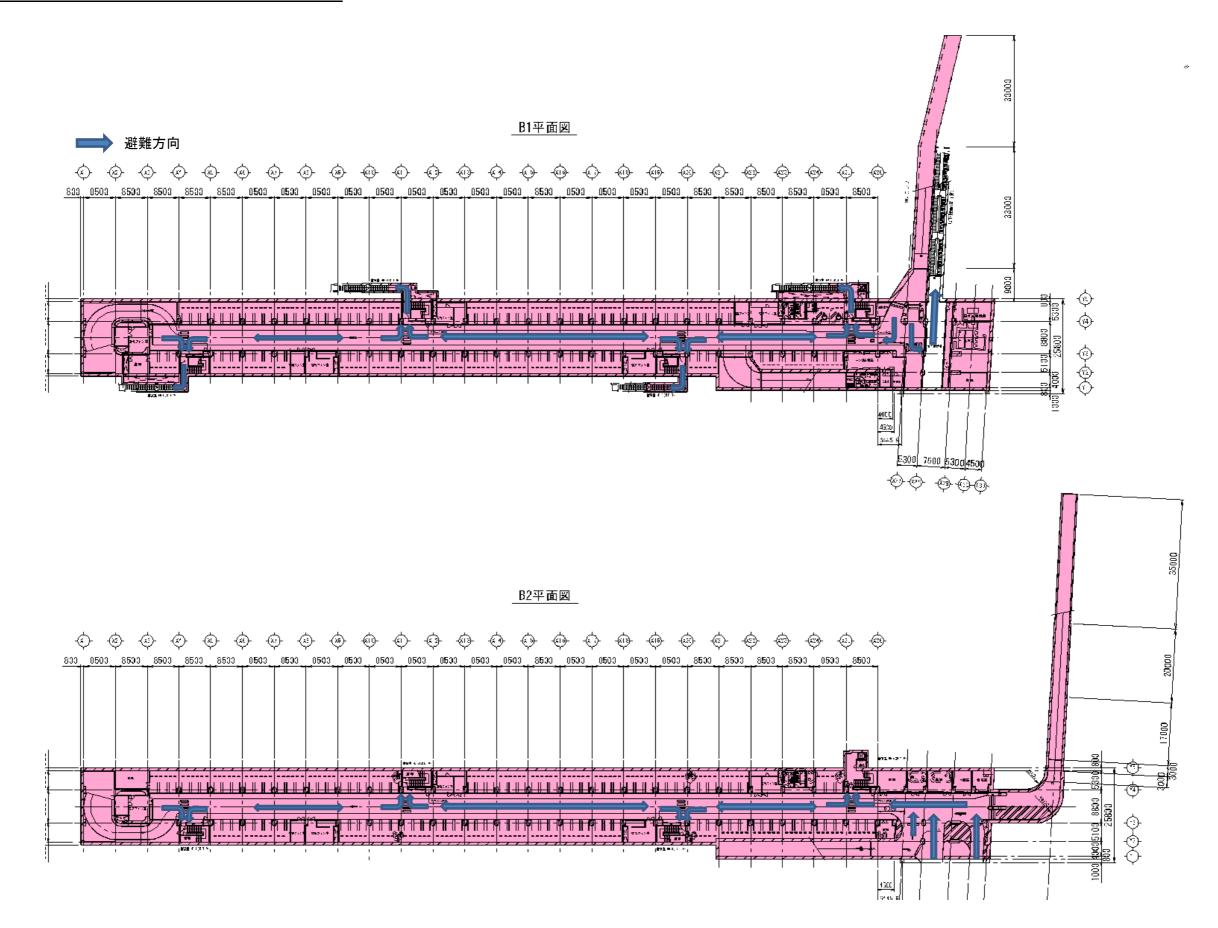
- ・副支部長は、支部長を補佐する。
- ・支部長が不在の時は、副支部長がその任にあたる。

■対策幹部

・対策幹部は現地の情報を正確に支部長に伝えると同時に、支部長の指示を速やかに実行する。

係の構成	任務
情報、記録係	・本部、支部間の指示、情報等の受理、伝達、報告、関係機関との連絡等の業務を行う。
	・災害の状況の記録を行う。
避難誘導係	・駐車場利用者に対し、災害に関する場内放送等を行う。
处共的研究	・災害の発生状況に応じて、駐車場利用者の避難誘導を行う。
対策係	・災害対策支部からの要請により、現地に赴き災害対策、応急対策の応援を行う。
NJ NE NE	





帰宅困難者心得10か条

- 外出時に地震が来てもあわてないために -

- 1. あわてず騒がず、状況確認
- 2. 携帯ラジオをポケットに
- 3. つくっておこう帰宅地図
- 4. ロッカー開けたらスニーカー(防災グッズ)
- 5. 机の中にチョコやキャラメル(簡易食料)
- 6. 事前に家族で話し合い(連絡手段、集合場所)
- 7. 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
- 8. 歩いて帰る訓練を
- 9. 季節に応じた冷暖準備(携帯カイロやタオルなど)
- 10. 声を掛け合い、助け合おう

- 地震発生時の外出者の行動ルール -

- 1. むやみに移動を開始しない。
- 2. まず安否確認をする。

(災害用伝言ダイヤル171や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。)

3. 正確な情報により冷静に行動する。

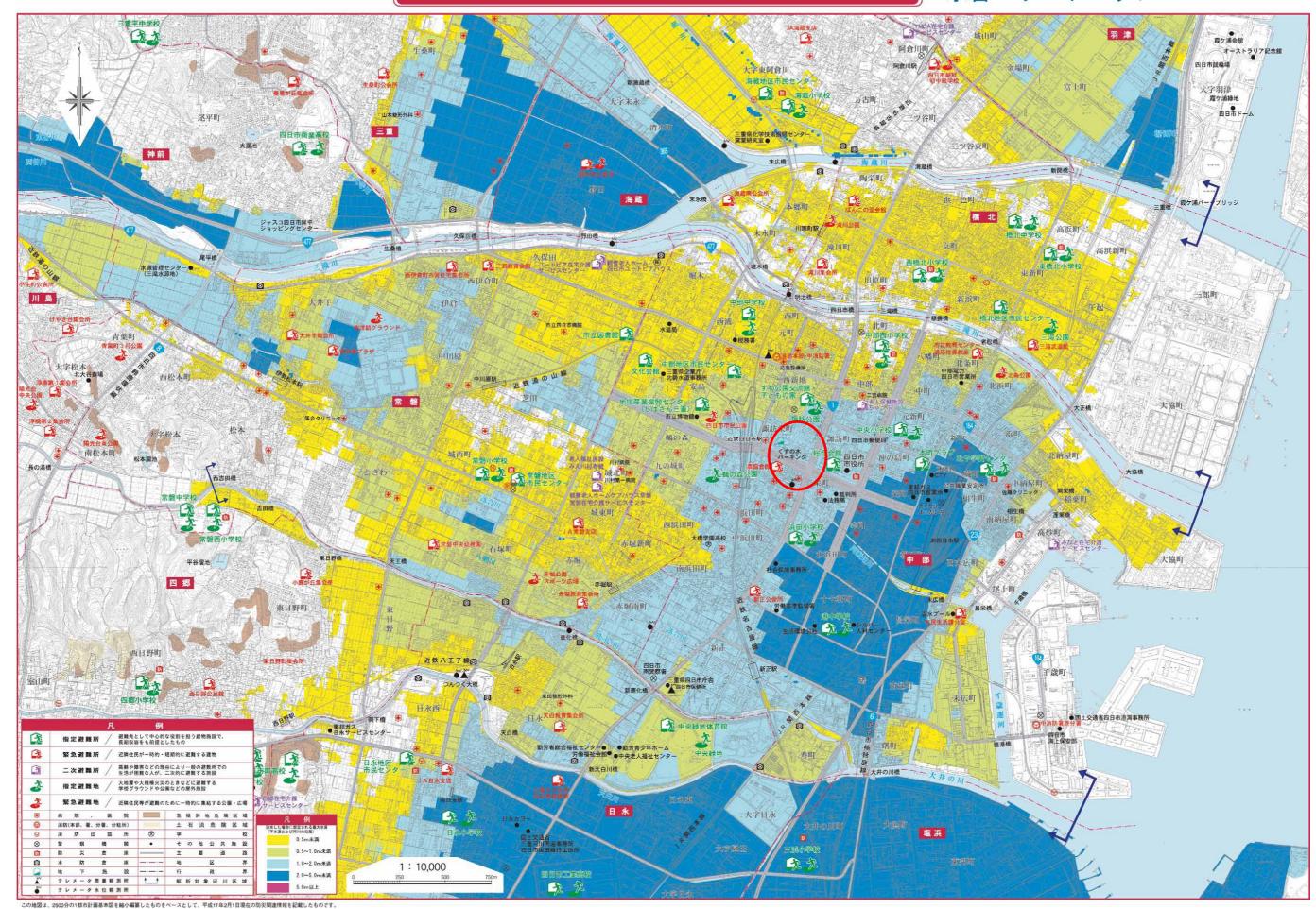
(公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動(帰宅、 一時移動、待機など)が安全なのか自ら判断する。)

4. 帰宅できるまで外出者同士が助けあう。

(一時待機できる屋内施設においては、災害時要援護者(高齢者、乳幼児、障害者、 妊産婦など)を優先して収容する。)

四日市市防災マップ(常磐、橋北、中部地区)

水害ハザードマップ



【災害用伝言ダイヤル(171)の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順		伝言の録音		伝言の再生		
①	171をダイヤル	171				
		[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンタです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。				
		(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	,,,,
2	 録音または再生 を選ぶ。		3		4	超話料
	22.50	1	[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダ イヤルして下さい。	2	[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダ イヤルして下さい。	通話料は発生しませ
			XXXX		XXXX	ませ
3	被災地の方の電話 番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電 イヤルして下さい。被災 イヤルして下さい。	話番号、または、連絡を即 地域以外の方は、連絡を即	取りたい被災地の方の電話 取りたい被災地の方の電話	₹番号を市外局番からダ ₹番号を市外局番からダ	ん
		O	XXXX	XXXX	X	Ш
		伝言ダイヤルセ	マンタに接続しま	す。※1		
		[ガイダンス] 電話番号OXXXXXXXXX(、暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあとシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。				
		ダイヤル式電話機 の場合	プッシュ式電話機 の場合	ダイヤル式電話機 の場合	プッシュ式電話機 の場合	
		(ガイダンスが流れるま でお待ちください)	1 #	(ガイダンスが流れる までお待ちください)	1 #	
4	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。 ピッという音の後に、 30秒以内でお話下さい。 お話が終わりましたら、 電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりう音の をに、30秒以内であい。 後に、30秒以内でおい。 話下さい。おら、 わりのま後シャー の9のをといっ。 押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝 えします。	[ガイダンス] 新しいます。 伝言を係る えします。 伝言を8 返後シャル・グラン・ のの伝言にのの後うに、 数字の9の後シャル・ 数字の9の後シャップを押して下さい。	通話料が発生しま
		伝言の録音		伝言の再生		生し
		(ガイダンスが流れるま でお待ちください)	録音終了後 9 # 「ガイダンス」 伝言を繰返します。 訂正される時は数字 の8の後シャープを 押して下さい。 録音した伝言内容を 確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以 上です。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以 上です。伝言を追加 して録音される時は、 数字の3の後、 シャープを押して下 さい。 (ガイダンスが流れる までお待ちください)	ま す ※2
		[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。			[ガイダンス] お伝えする伝言は以上 です	
⑤	終了	自動で終話します。				

※1センタ利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンタ利用料は無料です。

※2通話料について

「メッセージの録音」操作時において、録音できる伝言数を超えていた場合、または、「メッセージの再生」操作時において、お預かりしている伝言がない場合は通話料はかかりません。

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)